

令和元年度第10回中郷区地域協議会次第

日 時:令和2年1月24日(金)18時30分～  
場 所:中郷区総合事務所 第4会議室

1 開 会

2 報 告

(1) 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について …資料No.1

3 協 議

(1) 地域活動支援事業の採択方針等について …資料No.2～5

(2) 地域協議会活動報告会の開催について …資料No.6

(3) 自主審議事項について

4 その他

5 閉 会

資料No. 1
第 10 回地域協議会
R 2. 1. 24

## 総合事務所の時間外受付の見直し概要等について

上越市 自治・市民環境部 自治・地域振興課  
中郷区総合事務所

令和 2 年 4 月から、総合事務所の時間外受付の見直しを次のとおり予定  
しています。

### 1 見直し概要について

#### (1) 時間外受付を開設する総合事務所について

- 時間外受付（平日 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分まで、及び土日・  
祝日の全日）を開設する総合事務所は、浦川原区、柿崎区及び板倉  
区とします。

※ 10 区（安塚区、大島区、牧区、大潟区、頸城区、吉川区、中郷区、  
清里区、三和区及び名立区）の総合事務所では、時間外受付を開  
設せず、当直（宿直・日直）を配置しないものとします。

#### (2) 時間外における戸籍届等の手続きについて

- 戸籍届等の手続きは、時間外受付を開設する 3 か所の総合事務所又  
は木田庁舎の時間外受付で、市民の皆さんがお住まいの区にかかわ  
らず、これまでどおり手続きができます。

#### (3) 時間外における総合事務所宛ての電話について

- 時間外受付を開設しない総合事務所に電話をした場合、その電話は  
時間外受付を開設する総合事務所又は木田庁舎に自動転送し、転送  
先の当直が対応します。

##### < 電話転送先 >

○安塚区及び大島区	⇒	浦川原区総合事務所に転送
○大潟区及び吉川区	⇒	柿崎区総合事務所に転送
○牧区、中郷区及び清里区	⇒	板倉区総合事務所に転送
○頸城区、三和区及び名立区	⇒	木田庁舎に転送

#### (4) 時間外における防災行政無線の放送について

- 災害に関する避難情報の発令等については、職員がこれまでどおり  
放送します。
- これまで職員の指示に基づき当直が対応してきた、もしくは登庁し  
た職員が直接対応してきた火災や停電の発生、クマ目撃等について  
は、当該情報の覚知後、登庁した職員が放送します。

裏面あり

※ 消防団の出動については、これまでどおり、団員に電子メールで出動命令が通知され、必要に応じて団員間で連絡を取りながら現場に参集します。

※ 災害や犯罪、交通事故等に関する情報については、市が情報を配信する「安全メール」に登録することで、携帯電話やパソコンの電子メールで受け取り、文字情報として確認いただけます。

登録をご希望の方は、市のホームページ（トップページ中の「上越市安全メールの登録方法」）や総合事務所の窓口での手続きをぜひご検討ください。

（参考）「安全メール」でお知らせする内容

※配信を希望する情報を選ぶことができます。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 防犯情報（不審者情報・事件情報）</li><li>② 防災情報（災害発生情報・避難関係情報・台風接近情報）</li><li>③ 火災情報（火災発生情報・鎮火情報）（注）配信は昼夜不問</li><li>④ 交通安全情報（交通事故発生情報・防止対策情報）</li><li>⑤ その他（クマ、サルなどの出没情報、行方不明者情報等）</li></ul> |
|--|

#### （5）時間外における施設の防犯対策について

○ 閉館（閉庁）後で職員等が不在の時間帯は、警備会社による機械警備を行います。

#### （参考）コミュニティプラザのご利用について

○ コミュニティプラザは、これまでどおりの時間帯で、ご利用いただけます。（開館時間：午前8時30分から午後10時まで）

※ コミュニティプラザには、利用受付等を担う管理人を1人配置します。

## 2 今後の主な予定について

令和2年1～2月 13区での住民説明会の開催  
機械警備導入に向けた契約事務

3月 時間外受付の見直しに関する広報等でのお知らせ  
機械警備導入に向けた工事

4月1日～ 見直し後の体制での時間外受付を開始

## 「地域協議会による再度の見直し」状況

### 1 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について ※割合は小数点以下四捨五入（以下、同じ）

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31年度新規対応	<b>該当数</b> 5 ①見直しを実施 (割合) 18%	<b>該当数</b> 1 ②運用の精査で対応 (割合) 4%	<b>6</b> 21%
H31年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 17 ③精査した運用方 針を継続 (割合) 61%	<b>該当数</b> 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<b>22</b> 79%
該当区数等	<b>22</b> (割合) 79%	<b>6</b> (割合) 21%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区の採択方針に対応済み 22 (79%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 1 (4%)

- ① **見直しを実施【5区】** 直江津、浦川原、大島、板倉、三和  
→ 補助金の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要項に文言を追加・修正
- ② **運用の精査で対応【1区】** 和田  
→ 採択方針は現状維持。審査時に和田区にとって大事な事業を考慮しながら実施
- ③ **精査した運用方針を継続【17区】** 高田、新道、春日ほか14の区 **中郷**  
→ 例示された市の考えは、既に反映済み（柿崎、大潟、名立）  
→ これまで見直しを継続しており、常に精査した状態（新道、有田など）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、牧、頸城、清里  
→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等はH31年度中に検討（H32で反映）（清里）

### 2 提案団体の自立化に向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31年度新規対応	<b>該当数</b> 4 ①見直しを実施 (割合) 14%	<b>該当数</b> 15 ②運用の精査で対応 (割合) 54%	<b>19</b> 68%
H31年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 4 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	<b>該当数</b> 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<b>9</b> 32%
該当区数等	<b>8</b> (割合) 29%	<b>20</b> (割合) 71%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 8 (29%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【4区】** 高田、吉川、清里、三和  
→ 補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）、補助金交付の上限額を引き下げ（吉川）  
→ 審査結果に応じて、補助金交付額を傾斜配分（清里）
- ② **運用の精査で対応【15区】** 新道、春日、諏訪のほか12の区 **中郷**  
→ 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整（全15区）
- ③ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉  
→ 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）、切り下げを規定済み（柿崎）
- ④ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【5区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城

### 3 新規案件の掘り起しに向けた取組について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>3</u> ①見直しを実施 (割合) 11%	<b>該当数</b> <u>15</u> ②運用の精査で対応 (割合) 50% ③他の手段により新規 案件の掘り起しを実施 (割合) 4%	<u>18</u> 64%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>4</u> ④対応済みのため 現状維持 (割合) 14%	<b>該当数</b> <u>6</u> ⑤区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>10</u> 36%
該当区数等	<u>7</u> (割合) 25%	<u>21</u> (割合) 75%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 7 (25%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 15 (54%)

- ① **見直しを実施【3区】** 高田、吉川、三和
  - 継続事業については、補助希望額を年数に応じて減額（高田、三和）
  - 補助金交付の回数制限を規定（吉川）
- ② **運用の精査で対応【14区】** 新道、春日、諏訪ほか11の区 **中郷**
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整(全14区)
- ③ **他の手段により新規案件の掘り起しの実施【1区】** 直江津
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、地域協議会だより等の周知を継続（直江津）
- ④ **対応済みのため現状維持【4区】** 大島、柿崎、大潟、板倉
  - 継続事業の回数制限を規定済み（大島、大潟、板倉）
  - 継続事業の補助率切り下げを規定済み（柿崎）
- ⑤ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
  - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

### 4 ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> <u>0</u> (割合) 0%	<b>該当数</b> <u>20</u> ①運用の精査で対応 (割合) 71%	<u>20</u> 71%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> <u>2</u> ②対応済みのため 現状維持 (割合) 7%	<b>該当数</b> <u>6</u> ③区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<u>8</u> 29%
該当区数等	<u>2</u> (割合) 7%	<u>26</u> (割合) 93%	<u>28</u> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 2 (7%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 20 (71%)

- ① **運用の精査で対応【20区】** 金谷、三郷、和田、牧、柿崎、頸城、板倉、清里を除く20区 **中郷**
  - 一律的な基準設定は個別案件で適用し難く、提案内容等に応じて審査で調整(全20区)
- ② **対応済みのため現状維持【2区】** 柿崎、板倉
  - 地域協議会において、基準を設定済み（柿崎、板倉）
- ③ **区の実態を踏まえ、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里

→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討 (H32 に反映) (清里)

## 5 追加募集実施に当たっての基準について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> 5 ①見直しを実施 (割合) 18%	<b>該当数</b> 17 ②運用の精査で対応 14 (割合) 50% ③追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない) (割合) 11%	<b>22</b> 79%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 0 (割合) 0%	<b>該当数</b> 6 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 21%	<b>6</b> 21%
該当区数等	<b>5</b> (割合) 18%	<b>23</b> (割合) 82%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 22 (79%)

※ 区のルールとして対応 5 (18%)、個別案件に応じて運用の精査で対応など 17 (61%)

- ① **見直しを実施【5区】** 諏訪、津有、柿崎、板倉、三和
  - 追加募集を廃止 (津有)、回数制限 (二次募集まで) (柿崎、板倉、三和)
  - 「追加募集しない場合あり」と募集要項に明記 (諏訪)
- ② **運用の精査で対応【14区】** 高田、新道、春日ほか 11 の区
  - 採択状況に応じて、臨機に対応 (全 14 区)
- ③ **追加募集を積極的に活用 (現状の規定は見直さない)【3区】** 安塚、中郷、名立
  - 不用額は積極的に追加募集に活用 (ただし、二次募集まで) (安塚、中郷)
  - 不用額は積極的に追加募集に活用 (名立)
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【6区】** 金谷、三郷、和田、牧、頸城、清里
  - 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討 (H32 に反映) (清里)

## 6 提案団体と関わりの強い委員による審査関与について

	対応済み・対応予定	「対応済み・対応予定」以外	該当区数等
H31 年度新規対応	<b>該当数</b> 3 ①見直しを実施 (割合) 11%	<b>該当数</b> 12 ②運用の精査で対応 12 (割合) 43%	<b>15</b> 54%
H31 年度新規対応 以外	<b>該当数</b> 8 ③対応済みのため 現状維持 (割合) 29%	<b>該当数</b> 5 ④区の実態を踏まえ、 必要に応じて検討 (割合) 18%	<b>13</b> 46%
該当区数等	<b>11</b> (割合) 39%	<b>17</b> (割合) 61%	<b>28</b> 100%

⇒ 今回の見直しの結果を含め、何らかの対応を図る区数 23 (82%)

※ 区のルールとして対応 11 (39%)、個別案件に応じて運用の精査で対応 12 (43%)

- ① **見直しを実施【3区】** 大島、吉川、板倉
  - 新たに取扱いを明記 (大島、吉川)
  - 従前の取扱いのほか、会長が実態に応じて委員に審査自粛を求める (板倉)
- ② **運用の精査で対応【12区】** 高田、春日、三郷ほか 9 の区 **中郷**
  - 個別案件に応じて判断。審査に加わる時は、公明正大な姿勢で臨むことを確認 (全 12 区)
- ③ **対応済みのため現状維持【8区】** 新道、諏訪、津有、直江津、安塚、柿崎、三和、名立
  - 「提案団体の代表者等である場合に当該委員の審査自粛」等を規定 (全 8 区)
- ④ **区の実態を踏まえ、今後、必要に応じて検討【5区】** 金谷、和田、牧、頸城、清里

→ 自主的審議を優先し、個別の制度設計等は H31 年度活動で検討（H32 に反映）（清里）

## 7 その他、地域協議会による自主的な見直しについて

### (1) 審査・採択

- ① 国県市に類似の補助事業がある場合は、不採択を原則（吉川）
- ② 審査方法を見直し（金谷、柿崎、吉川、三和）
  - ※ 審査点数の取扱いを変更（柿崎、吉川、三和）
  - ※ 全体討議での審査を基本審査等に先行していた点を改め、全事業者に事業説明の機会を付与した後、基本審査等を実施（金谷）
- ③ 補助金交付額の傾斜配分方法を見直し（牧、吉川）

### (2) 提案案件へのアフターフォロー

- ① 不採択の通知に係る説明事項（理由）の調製方法を整理（三和）
- ② 実施事業を対象に、「採択年度以降に地域協議会による検証実施」を規定（板倉）

### (3) その他

- ① 当初募集の期間を提案団体の提案しやすさに配慮して2週間から3週間に拡大（頸城）
- ② H31 は大型連休を考慮し、募集期間を変更（高田、金谷）
  - ※ 採択結果を提案者に通知できるよう期限を前倒し（高田）
  - ※ 提案団体の提案しやすさに配慮して期限を後送り（金谷）

## 地域課題の解決に向けた「採択方針」の精査により、見直しを実施した区の状況

### 1 直江津区

- 補助の効果を広く地域に波及するため、採択方針及び募集要綱に文言の追加等を行った。

①「優先的に採択する事業」中、「介護、認知症予防」を追加

②「事業の対象外」中、「提案団体の会員に補助事業の成果に限られる事業」及び「地域の課題解消や活力向上に向けて、自らの活動によらずに貢献を図ろうとする事業」を追加

### 2 浦川原区

- 採択方針を分かりやすくすることで、地域課題の解決に向け、団体等が課題をより具体的に捉え、将来を見据えた形で事業提案ができるように整理した。

(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> <li>地域団体等と住民が協働し、または住民が主体となって取り組む、地域を活性化する事業</li> <li>日常生活に関する課題に対し、住民同士が支えあって解決する事業</li> <li>少子・高齢化などの地域課題の解決に取り組む事業</li> <li>住民の福祉、健康の充実に取り組む事業</li> <li>安全・安心なまちづくりの実現に取り組む事業</li> <li>青少年の健全育成に取り組む事業</li> <li>文化、歴史をはじめとする地域資源や観光資源を活用した事業</li> <li>他の地域との交流・連携により、交流人口の拡大に取り組む事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政と住民、NPOなどの団体と住民が協働により取り組む、または住民が主体となって取り組む地域づくりなどで、より協働性が高く地域の活性化に資する事業</li> <li>過疎化、高齢化などの地域課題に対して先駆的に取り組む事業で、住民全体の福祉の向上に資する事業</li> <li>安全安心なまちづくりと次代を担う青少年の健全育成に資する事業</li> <li>区内の各種施設を有効活用しながら事業展開することにより、施設の利用促進に資する事業</li> <li>地域資源を活かした他地域との交流及び特産品の開発などにより、地域の元気づくりに資する事業</li> </ul>

### 3 大島区

- 社会及び地域の変化に採択方針を対応させ、優先採択事業を明確化することで、地域や活動団体が将来を見据えた事業提案が可能となるよう、市の案も考慮しながら見直した。

(優先採択事業)

見直し後	見直し前
<ul style="list-style-type: none"> <li>団体等が主体的に取り組む事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li> <li>地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などに資する事業</li> <li>地域振興及び地域づくりを担う人材の育成・確保等に資する事業</li> <li>日常生活に関する課題に関し、住民間で支え合う体制づくりや解決に資する事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>団体等が主体的に取り組む地域づくりのための事業で、協働性が高くより地域の活性化に資する事業</li> <li>地域資源を活用した特産品の開発や他地域との交流などにより、地域の活性化に資する事業</li> <li>子育て支援、高齢者生活支援などの少子高齢化対策に資する事業</li> </ul>

### 4 板倉区

- 地域の課題解決や活力向上に向け、「住民の自発的な地域活動を推進する」という地域活動支援事業の目的を分かりやすく示すこととし、《優先して採択すべき事業》に「⑤地域課題を解消する事業」を追加した。

### 5 三和区

- 人口減少や少子高齢化が深刻化する中、町内会、消防団、地域でのボランティア活動等、色々な場面で住民間の支えあいや地域課題に取り組む人材が更に求められるため、優先して採択する事業5項目に「地域自治を担う人材を養成・確保する事業」を追加（計6項目）した。

平成30年度の見直しにおいて「運用の精査で対応」等とした事項についての状況把握調査

NO.	項目	回答又は参考情報
1	地域協議会名	・中郷区地域協議会
2	見直し対象の項目について	
	(1) 地域課題の解決に向けた採択方針の精査について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(2) 提案団体の自立化に向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	プレゼンテーションの中で、今後の運営状況などを確認した。
	②対応の理由	要項の中で一律的な基準を整備すると、その基準を達成できない事業が出てきて活動支援事業自体の応募が減少する懸念があるため。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	来年度も一律的な基準は設けず、各事業ごとに内容を確認することとしている。
	(3) 新規案件の掘り起しに向けた取組について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	地域協議会だよりや総合事務所だより、防災行政無線等の幅広い媒体で区内に広く周知を行った。また、3月に実施予定の活動報告会では、事業実施団体(2団体)による事業の取組みの報告や新年度の支援事業の概要を説明するなど、色々な角度から周知するよう工夫している。
	②対応の理由	統一的な基準設定は行わないこととしたため、周知を強化した。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	毎年、新規案件が提案されているので、来年度も統一的な基準設定は行わない予定であるが、引き続き色々な角度から周知するよう取組んでいく。
	(4) ソフト活動を支援の主な対象と考える基準の明確化について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	活動に伴う備品の購入については、プレゼンテーションの中で活用する方法等を確認し、レンタル等で対応できないか確認した。
	②対応の理由	事業実施に必要な備品は事業内容や活動団体によって異なるため、一律に制限せずに委員間で共通認識をした中で、審査に当ることとした。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	委員間での共通認識のもと引き続き事業の精査を行っていく。
	(5) 追加募集実施に当たっての基準について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	
	②対応の理由	
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	
	(6) 提案団体と関りの強い委員による審査関与について	
	①当該項目を運用の中でどのように反映したか	事業の採択に当たり、地域協議会で協議し、各委員の審査への関与の可否を確認した。
	②対応の理由	現状の取扱いを維持することとした。
	③上記を踏まえての課題や今後の検討事項	これまでも各委員は公平に審査しており、不都合は生じていないため、今後も現状の対応を継続していく。
3	その他 ○自由記述	

令和2年度 地域活動支援事業（当初募集） 日程カレンダー（案）

2月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29

3月

日	月	火	水	木	金	土
1	2 事前相談開始	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30 募集要項発送	31				

4月

日	月	火	水	木	金	土
			1 募集開始	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30 募集締切		

5月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14 地域協議会 事業の説明 委員へ提案 書を配布	15	16
17	18	19	20	21	22	23 地域協議会 プレゼン
24 地域協議会 プレゼン	25	26 委員から質 問状回収	27	28 提案団体へ 質問状兼回 答書送付	29	30
31						

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 提案団体から 質問状兼 回答書回収	2	3 委員へ回答 書・採点表を 配布	4	5	6
7	8 委員から採 点票回収	9	10	11 地域協議会 採択事業決定 追加募集実施の決定	12	13
14	15	16 提案団体に 採択結果通 知送付	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				

項目	日時	場所	備考
提案書の受付	4月1日(月)	中郷区 総合事務所	募集開始
提案書の締切	4月30日(木)	中郷区 総合事務所	募集締切
地域活動支援事業の説明 提案書の配付	5月14日(木)	午後6時30分～ 中郷区 総合事務所	地域協議会 で説明・配 布
審査 プレゼンテーション 質問状配布	5月23日(土) もしくは 5月24日(日)	午後1時30分～ はとびあ 中郷	地域協議会 審査依頼
委員からの質問状回収	5月26日(火)		
提案団体へ質問状送付	5月28日(木)		
提案団体から回答の回収	6月1日(月)		
回答・採点票を委員に 送付	6月3日(水)		
委員から採点票の回 収、採点の集計	6月8日(月)		
採択事業の決定	6月11日(木) もしくは 6月12日(金)	午後6時30分～ 中郷区 総合事務所	地域協議会
採択決定通知の送付	6月16日(火)		

## 令和2年度 地域活動支援事業（追加募集） 日程カレンダー（案）

6月

日	月	火	水	木	金	土
	1 質問状兼回答書回収	2	3 委員へ審査票・回答を配布	4	5	6
7	8 採点票回収	9	10	11	12	13
			地域協議会 採択事業決定 追加募集実施の決定			
14	15	16 提案団体に採択結果通知送付	17	18	19	20
21	22	23 追加募集要項発送	24	25 追加募集開始	26	27
28	29	30				

7月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22 追加募集締切	23	24	25
26	27	28 提案書の配布	29	30	31	

8月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5 地域協議会プレゼン	6	7 委員から質問状回収	8
9	10	11	12 提案団体へ質問状兼回答書送付	13	14 ～ お 盆 期 間 ～	15
16	17 提案団体から質問状兼回答書回収	18	19 委員へ回答書・採点表を配布	20	21 委員から採点票回収	22
23	24	25	26	27 地域協議会採択事業決定	28	29
30	31 提案団体に採択結果通知送付					

9月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30			

項目	日 時	場 所	備 考
提案書の受付	6月25日(木)	中郷区 総合事務所	募集開始
提案書の締切	7月22日(水)	中郷区 総合事務所	募集締切
提案書の配付	7月28日(火)	各委員宅	手配りもしくは郵送
審査 プレゼンテーション 質問状配布	8月4日(火) もしくは 8月5日(水)	午後6時00分～ 中郷区 総合事務所	地域協議会 審査依頼
委員からの質問状回収	8月7日(金)		
提案団体へ質問状送付	8月12日(水)		
提案団体から回答の回収	8月17日(月)		
回答・採点票を委員に送付	8月19日(水)		
委員から採点票の回収、採点の集計	8月21日(金)		
採択事業の決定	8月26日(水) もしくは 8月27日(木)	午後6時30分～ 中郷区 総合事務所	地域協議会
採択決定通知の送付	8月31日(月)		

※地域協議会の開催はお盆期間を除外する。  
※追加募集用の募集要項はA4に要約した概略版とする。

## 次年度に向けた検討事項

《要項には備品に対する取扱いは特に明記しないで1年間様子を見ることとしていたが、どのようにするか。》

- ・市の備品を借用する場合もあるが、やむを得ず当事業により備品を購入するという経緯もあるため、個人性の高い備品でなければ特に問題はないのではないかと。
- ・レンタルの可否についてまちづくり振興会と事前協議するというのも一つである。問題はこれを要項に文言として載せるかどうかである。
- ・継続的に使っていけるようなもので、どうしても必要な場合は仕方がないのではないかと。提案団体がどのように考えているかは、プレゼンテーションや質問状の中で確認することが可能である。このため、敢えて要項に記載しなくてもよいのではないかと。
- ・一口に備品といっても、非常に範囲が広く基準自体も難しいところがある。備品の基準を協議会でまとめていけば、資料の添付なども省ける。このため、敢えて要項に明記する必要はないのではないかと。あくまでも審査対象として取り扱うことでよい。
- ・地域協議会の共通認識として、事例が出てきた段階になったら皆で話し合っていけばよいが、例えば高額な備品を購入した団体が突然解散し、備品だけが浮いてしまうようなことも考えられる。このため、プレゼンテーションの段階まで待って審議するのは対応としては遅いため、レンタルにするなりリースにするなどの判断は、申請窓口の段階で行ってほしい。また、個人に帰属するものは補助金を使うべきではない。

(案)

[地域活動支援事業 **令和2**年度実施分 募集要項] **中郷区版**

～ 身近な地域から はじまる はじめる よりよいまちづくり ～

# 私たちの地域をもっとよくなる 「まちづくり活動」の提案を 募集します!!

- ★ 身近な地域における課題の解決を図り、それぞれの地域の活力を向上するため、市民の皆さんの発意により実施する事業について支援を行います。
- ★ 私たちの地域を、もっと住みよく、もっと元気にするために、この事業を活用し、まちづくり活動に取り組んでみませんか。
- ★ **令和2**年度で実施を予定する事業について、以下のとおり提案を募集します。奮ってご応募ください。

## ■募集期間

**令和2年4月1日(水)から4月30日(木)まで(必着)**

※ 地域自治区により募集期間は異なります。

## ■対象事業等

内容	事業を提案できる方
・ 団体等が、主体的に取り組む事業に対し、市が補助金を交付します。	・ 団体等 ※5人以上で構成し、市内で活動する法人又は団体 (政治や宗教活動を目的とする法人等を除く)

「地域の課題解決や活力向上のために、地域住民が自発的・主体的に行う地域活動」を対象とします。

※ ただし、次のような事業は対象とはなりません。

- ・ 物品の購入や施設等の整備・修繕のみを目的とした、活動を伴わない事業
- ・ 政治・宗教活動を目的とする事業
- ・ 公序良俗に反する事業
- ・ 国・県・市の他の補助制度と重複して助成を受けようとする事業
- ・ 市に大規模な施設の設置や開発を求めるために行う事業（事業計画の策定や推進のための会議など）
- ・ 行政サービスの提供や公共施設の整備等を市に求める事業

## ■応募方法

- ・ 所定の**事業提案書**に必要事項を記入し、**説明資料(団体の規約、見積書、図面など)**とあわせ、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに持参してください。

### 《ポイント！》

- ・ 補助金の交付決定前であっても、事業提案書の提出日以降に着手する事業であれば対象とします。ただし、審査の結果、事業が不採択となる場合や補助金希望額どおりとならない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・ 市有地・市の施設を利用する事業を提案するときは、中郷区総合事務所へ事前にご相談ください。
- ・ 自己所有以外の土地等を利用する事業を提案するときは、土地所有者等と事前の相談を行ってください。（所有者の承諾書等を提出していただく必要があります。）
- ・ 応募に必要な様式及びQ & Aは、各総合事務所やまちづくりセンターの窓口で配布します。また、市のホームページから様式の電子データをダウンロードすることができます。

## ■ 助成事業の支援内容

- ・ 事業の目的を達成するために直接必要な経費を補助します。

### 《ポイント！》

- ・ 事業に要する経費のうち、次に掲げる経費は補助の対象外となります。
  - ① 応募や実績報告などに要する事務的な経費（提出資料のコピー代や郵送代等）
  - ② 応募団体等の運営（人件費、事務所の家賃等）に要する経費
  - ③ 応募団体の人が飲食を行う経費（弁当代やイベント終了後に行う懇談会の食事代等。ただし、作業に参加した人へのお茶代・菓子代は対象とします。）
  - ④ 会議の時のお茶代・菓子代
  - ⑤ 金券（商品券、サービス券等）などの発行に係る経費（個人の私的な資産形成に当たるものと捉えられるため対象外とします。）
  - ⑥ その他対象とすることが適当でないと市長が認めた経費
- ・ **令和3**年3月31日までに事業を完了（経費の支払を含む。）するとともに、中郷区総合事務所総務・地域振興グループに実績報告書を提出してください。

## ■ 助成事業の補助金額

- ・ 地域自治区ごとの予算（配分額）の範囲内で、地域自治区ごとに定めます。
- ・ 中郷区の補助率や補助金額の上限・下限などの条件については次ページの「採択方針」をご覧ください。

### 《中郷区の予算（配分額） \* \* \* \* 千円》

### 《ポイント！》

- ・ 助成事業の補助金の額は1,000円単位とします。また、事業の審査の結果、不採択となり補助金の交付が行われない場合や、補助金希望額どおりとならない場合があります。

## ■ 提案事業の審査と決定

- ・ 地域自治区ごとに、地域協議会の会議で審査を行い、採択等を決定します。
- ・ 審査方法は、書類審査のほか、プレゼンテーション（審査に先立ち行われる応募者による事業説明）の機会を設けます。
- ・ 審査は次の視点をもとに行います。

### (1) 中郷区の採択方針

- ・ 「採択方針」とは、中郷区が抱える地域課題等に応じてどのようなテーマの提案事業を実現すべきか、その方針を明らかにするものです。この方針との整合を確認します。中郷区の採択方針は、次の枠内のおりです。

天恵に浴する豊かな自然や太古縄文時代から先人がこの舞台で培った歴史と文化を活かし、住民自らの取組により住み続けたい地域づくりを進めるため、町内会やコミュニティ組織、各種団体等が自主的・主体的に取り組む次に掲げる事業を採択します。

### 1 基本的な観点

- ◎自治の実効性を高めようとするもの
- ◎公共的な目的を果たすために、協働性があるもの

### 2 優先する分野

- ◎未来を担う人づくりに関する分野  
(生涯学習の推進、文化・スポーツ活動の振興、若者の地域づくりへの参画、男女協働参画社会の実現など)
- ◎支え合う福祉に関する分野  
(喜びを分かち合える子育て活動、健康を促す活動、高齢者の見守り・張り合い・やりがい・生きがい活動など)
- ◎生活を育む産業に関する分野  
(魅力ある生活を実現する農林業等の振興、商業や観光振興、地域資源を活用した特産品の開発など)
- ◎四季の自然との共生に関する分野  
(克雪コミュニティ育成、環境美化や自然環境の保全など)
- ◎地域力を高めるコミュニティネットワークに関する分野  
(地域間・異世代間・異種間等の交流、ご近所付き合いの推進、生活交通ネットワークなど)
- ◎各分野を横断する相乗効果のはたらく事業

### 3 その他の事業

その他の事業については、審査基準と照らし合わせ、提案内容を精査し採択します。  
なお、防犯灯のLED化事業は対象外とします。

### 4 補助率及び補助金

公共性のある多くの提案がされるよう、次のとおり補助率、補助限度額を設定します。

- ・補助率 10/10 以内。
- ・補助金 下限 1万円 上限 100万円
- ・ただし、単年度での事業実施が必要不可欠と認められる場合に限り、100万円を超える補助金額とすることができます。

### 5 事業の募集について

1次募集で配分額に達しない場合は、原則として追加募集を行うこととします。

(2) **基本審査・共通審査基準** … すべての地域自治体の審査で共通するものです。

- ・基本審査は、提案事業が「地域活動支援事業の目的と合致しているか」を確認するものです。また、共通審査基準は下記の審査項目と視点により審査を行います。

#### 《共通審査基準の5項目と各視点》

審査項目	審査の視点
①公益性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の成果が広く地域に還元されるものか</li> <li>・全市的な方向性と合致しているか</li> <li>・提案者以外の市民や事業者、団体等に不利益を与えるものではないか</li> </ul>
②必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の実情や住民要望に対応したものか</li> <li>・地域の課題解決、あるいは活力向上に有効な取組であるか</li> <li>・緊急性の高い提案事業であるか</li> <li>・ほかの方法で代替できないものであるか</li> </ul>
③実現性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目標（達成すべきこと）や事業内容が明確なものか</li> </ul>

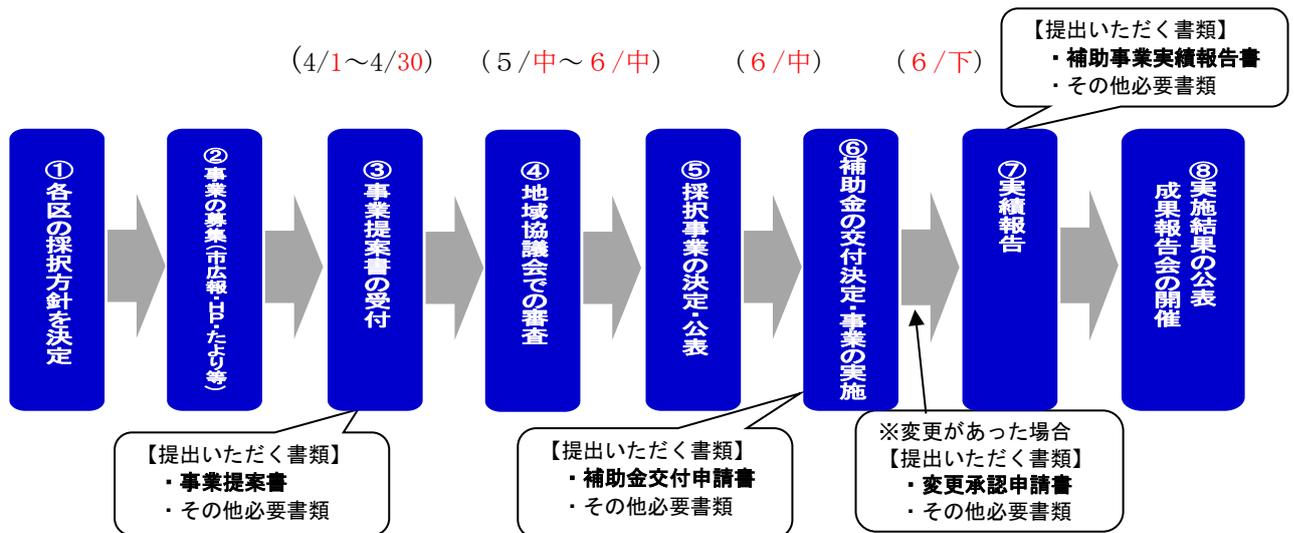
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係者との合意形成や組織内部での実施態勢が整っているか</li> <li>・資金調達の規模や時期に無理はないか</li> </ul>
④参加性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・提案事業の実施に当たり、提案者に限らず多くの住民等の参加が期待できるものか。</li> </ul>
⑤発展性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい発想が感じられる取組や、先進的な取組であるか。</li> <li>・提案団体は、信頼性、将来性、継続性はあるか。</li> <li>・事業の終了後における継続性や自立性、発展性は期待できるか。</li> </ul>

《ポイント！》

・地域協議会の審査では、「基本審査」及び「中郷区の採択方針」との整合性、「共通審査基準」のそれぞれの結果を踏まえ、総合的に判断が行われます。また、その事業が広く地域に還元され、将来的には補助金を必要とせず、自主的に財源の確保ができるような事業の提案をお待ちしております。中郷区の審査に当たっての基本的な考え方は、中郷区総合事務所にご確認ください。

- ・提案事業や採択事業は、市民の皆さんにその内容を広くお知らせするため、報道機関に情報提供を行うほか、市のホームページなどで紹介します。
- ・また、実施した事業について、事例集の作成や、成果発表会を予定していますので、助成事業で応募される場合は、あらかじめご了承ください。

■フロー図（事業実施の流れ）



■中郷区での事業提案は、こちらまでご相談、ご応募ください！

中郷区総合事務所 1階 総務・地域振興グループ

(電話 0255-74-2411)

この事業に関心をお持ちの皆さん(町内会、団体、グループなど)のところに、説明に伺います。ご希望の際は、お気軽にお声がけください。(全体説明会は予定しておりません。ご了承ください。)

申請する場合は、「地域活動支援事業に関するQ & A」を必ずお読みいただき、詳細についてご確認ください！



上越市  
自治・市民環境部 自治・地域振興課 (電話 025-526-5111 内線 1429)

令和2年 月 日

(案)

上越市地域活動支援事業 **令和2年度実施分** 【中郷区】

**共通審査基準に適合させた採点及び採択基準について**

■趣旨

この基準は、基本審査及び中郷区採択方針との整合について審査を経て、採択対象となり得る案件について、下記のとおり共通審査基準に適合させた採点を行う。このために必要な事項を定めるものとする。

記

■補助率等

補助率は10/10以内とする。ただし、採択対象となり得る各案件の補助金希望額の累計が、中郷区配分額を上回っている場合は、採否等に関して別途協議する。

■基本審査に対する取扱い

基本審査の適合について、過半数の委員が「適合しない」とした事業は不採択とする。

■配点

配点は次のとおりとする。

《共通審査基準に適合させた配点》

審査項目	配点の基準	配点の考え方
①公益性	5点	〈配点の目安〉 5点…優れている 4点…やや優れている 3点…普通 2点…やや不十分 1点…不十分 0点…評価に値しない
②必要性	5点	
③実現性	5点	
④参加性	5点	
⑤発展性	10点	10点… } 優れている 9点… } 8点… } やや優れている 7点… } 6点… } 普通 5点… } 4点… } やや不十分 3点… } 2点… } 不十分 1点… } 0点… } 評価に値しない
計	30点	

## ■採点方法及び採択基準

- ① 別紙「採点票」により、個人採点を行う。
- ② 採点する案件に関係する委員であっても、採点は行える。
- ③ 採点は、配点の目安を基に整数で行う。
- ④ 各人の採点内容は、案件別に、審査項目毎の平均値を算出し、その平均値の合計を各案件の総点数とする。
- ⑤ 各案件は総点数順に上位から順位を付し、これを採択等優先順位とする。
- ⑥ 総点数が10点を超える案件を採択することとする。ただし、各案件の補助金希望額又は内定しようとする補助金額の累計が、中郷区配分額を上回っている場合は、採択等優先順位を基に上位から配分額に達するまでの案件を採択するなど、協議し内定するものとする。
- ⑦ 総点数が10点以下の案件は、不採択とする。

## ■その他

この基準に定めるもののほか、必要な事項は、地域協議会が定める。

(案)

## 令和元年度 中郷区地域協議会活動報告会

日 時：令和2年3月7日(土) 午後1時30分～  
場 所：はーとぴあ中郷 研修室

- 1 開 会
- 2 あいさつ (3分)
- 3 報 告
  - (1) 地域協議会の活動報告 (15分)
    - ① 地域協議会の役割
    - ② 活動の内容
  - (2) 令和元年度地域活動支援事業の事例発表 (30分)
    - ※2 団体より発表 各々発表時間 10分・質問時間 5分
  - (3) 令和2年度地域活動支援事業について (5分)
- 4 自主審議事項「未来の子ども達がいつまでも住み続けたいまちづくり」  
について (10分)
- 5 \*\*\*\*\*(\*)についての意見交換 (30分)
- 6 その他 (5分)
- 7 閉 会 (2分)

※カッコ内の時間は、それぞれの所要予定時間。全体で約1時間40分 終了予定：午後3時10分

令和元年度地域活動支援事業 採択事業及び団体一覧

〔当初募集分〕

	事業名	団体名
1	芸能活動による地域活性化	アロハ中郷
2	地区行事参加、介護施設慰問により、民踊でいきいき支援	さくらの会
3	西部地区高齢者支援お楽しみ買い物ツアー	岡沢老人クラブ松寿会
4	剣道を楽しもう	中郷剣道スポーツ少年団
5	みんなで創るきれいな中郷	NPO法人中郷区まちづくり振興会 生活環境部
6	中郷区の地域福祉教育普及	中郷区住民福祉会
7	二本木駅を核としたみんなが集まり地域で作る地域活性化	中郷商工会
8	中郷区高齢者いきいき支援	中郷区老人クラブ連合会
9	二本木駅を活用した地域の憩いの場と地域活性化拠点整備	なかごう四季の会
10	今も名残がある二本木・松崎宿を未来につなごう	二本木・松崎宿保存研究会
11	「縄文の郷」具現化	縄文学校
12	南部地区を元気にする活動	南部地区まちづくり協議会
13	中郷スノーフェスト	雪郷岡沢チーム
14	「中郷中学校吹奏楽部による中郷区地域貢献活動」支援	中郷中学校吹奏楽部保護者会
15	みんなのフラワーガーデン	江端町内会

平成25年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	今も名残がのこる二本木・松崎宿を未来へつなごう事業	二本木・松崎宿保存研究会
2	岡沢地区高齢者支援お楽しみ買い物ツアー事業	岡沢老人クラブ松寿会
3	「みんなのフラワーガーデン」整備事業	江端町内会

平成26年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	活動報告会未実施のため発表者なし	
2		

平成27年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	みんなの集う二本木駅の活用と憩いの場・地域力発信拠点整備事業	中郷観光協会

※地域協議会委員改選に伴う公募説明及び意見交換会の時間を考慮し

1事業のみの発表

平成28年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	「縄文の郷」具現化事業	縄文学校
2	自主自立を目指す地域づくりサポート事業	中郷区まちづくり振興会

※意見交換会の時間を考慮し2事業の発表

## 平成 29 年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	中郷区老人クラブ連合会設立 50 周年 記念事業	中郷区老人クラブ連合会
2	みんなの集う二本木駅の活用と憩いの 場・地域力発信拠点整備事業	中郷観光協会

※意見交換会の時間を考慮し 2 事業の発表

## 平成 30 年度地域活動支援事業 事例発表者

	事業名	団体名
1	中郷スノーフェスト事業	雪郷岡沢チーム
2	二本木駅を核としたみんなが集まり地 域で作る地域活性化事業	中郷商工会

※意見交換会の時間を考慮し 2 事業の発表